

5 輸国第4214号

関税割当公表第48号

## 各年度のオーストラリア産牛くず肉及び牛肉調製品の関税割当について

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」に基づく割当の対象となる牛くず肉及び牛肉調製品（以下「オーストラリア産牛くず肉及び牛肉調製品」という。）の関税割当に関する事項を下記のように定めます。

令和6年2月15日

農林水産省

記

### 第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

#### 1 割当対象物品

- (1) 牛くず肉（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第0206.10号、第0206.21号、第0206.22号、第0206.29号、第0210.20号及び第0210.99号の2に掲げる物品）
- (2) 牛肉調製品（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1602.50号の2の（1）、（2）のAのうち米を含むもの以外のもの及びBに掲げる物品）

#### 2 各年度における合計割当数量

- (1) 牛くず肉 21,000 t

(2) 牛肉調製品 8, 300 t

3 各年度における通関期限 関税割当証明書を発給した日の属する年度  
の末日

第2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）

農林水産省畜産局食肉鶏卵課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第4 関税割当申請書等の提出期間及び提出時間

1 各年度における提出期間

期間開始日 4月1日（同日が行政機関の休日の場合には翌開庁  
日）の前日から起算して2日前（行政機関の休日は算  
入しない）

期間終了日 翌年3月31日（同日が行政機関の休日の場合は前開庁  
日）の前日から起算して2日前（行政機関の休日は算  
入しない）

なお、直接持ち込みの場合は、行政機関の休日を除く  
ただし、各年度において、申請日時点で年度当初からの申請数量の総  
計が第1の2に掲げる合計割当数量（以下「限度数量」という。）を超  
えた場合は、当該年度の残りの期間は申請の受付は行わないこととし、  
当該年度における申請の受付は終了した旨を当省ウェブサイトに掲載す  
る。

2 提出時間 直接持ち込みの場合は、午前10時から正午まで及び午後1  
時30分から午後3時30分までとする。その他の提出方法で  
その到達が午後3時30分を過ぎた場合は、翌日に提出され  
たものとみなす。

第5 関税割当申請者の資格

オーストラリアが発給する証明書（以下「オーストラリア証明書」という。）を所持する者であって、当該証明書の「輸入者」の欄に記載された者と同一である者

ただし、次の1から4までのいずれかに該当する場合は、申請を受け付けないものとする。

- 1 オーストラリア証明書に表示されている2次元バーコードが正常でないこと等によって、必要な情報が読み取れない場合
- 2 オーストラリア証明書の証明書番号が、同一の限度数量に係る同年度の申請で使用済みである場合
- 3 オーストラリア政府から、オーストラリア証明書が取り消され、当該証明書が無効である旨の連絡が、農林水産省に対してなされた場合
- 4 その他オーストラリア証明書の記載内容を含め、当該証明書が真正でないと認められる場合

## 第6 関税割当申請書等の提出方法

以下の1又は2の方法により提出することができる。

- 1 書面による提出

(1) 直接持ち込む場合

受付担当課へ持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

なお、第4の1の提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産畜産局食肉鶏卵課 関税割当（牛くず肉及び牛肉調製品）担当者宛

- 2 電子メールによる提出

件名を「豪州関税割当申請書類の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

(宛先)

meat-quota@maff.go.jp

## 第7 提出書類

- 1 関税割当申請書（省令別記様式第1）
- 2 オーストラリア証明書の写し（別記様式）
- 3 法人の場合は、登記事項証明書（写し）（個人事業者の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

ただし、各年度において、前年度における割当実績を有する者であつて、申請時点において前年度に提出されている書類の内容に変更のない場合は、これらの書類の添付を必要としない。また、同一の年度に、本公表により2件以上申請する場合における2件目以降の申請において、これらの書類の内容に変更のない場合は、これらの書類の添付を必要としない。

## 第8 割当基準

各年度において、年度当初からの申請数量の総計が限度数量に達するまで、オーストラリア証明書に記載された数量の範囲内で申請のあった数量を、申請順に割り当てるものとする。

## 第9 関税割当証明書の交付

- 1 提出期間に提出のあった関税割当申請書については、原則として申請日の翌日から起算して2日目に当たる日（行政機関の休日は算入しない。）に関税割当証明書を発給するものとする。

ただし、第5から第8までに基づく審査に時間を要する案件の場合は、関税割当証明書の発給が遅れることがある。

## 2 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、1の発給の日以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な方法により行う。

## 第10 報告

割当てを受けた者は、関税割当てに関する法令若しくは本公表の定めに違反した場合又は虚偽の申告若しくは報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

## 第11 関税割当証明書の返納

1 割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、関税割当証明書を受付担当課に速やかに返納しなければならない。このうち、(5)に該当する場合の返納期限は、関税割当証明書の有効期間満了日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付担当課に直接持込みのほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

(1) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部がなくなったとき。

(2) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。

(3) 割当数量を全て消化したとき。

(4) 関税割当証明書の効力が停止したとき。

(5) 関税割当証明書の有効期間が経過したとき。

2 1の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するもの

とする。

## 第12 関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の1から3までのいずれかの事項（以下「違反等事項」という。）に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者（以下「違反等事項該当者」という。）に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なもの効力を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない（以下「効力及び交付停止措置」という。）こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 虚偽の申請又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当証明書の交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当証明書の全部又は一部について、遡及して無効となることがある。

## 第13 割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき割当てを受けた者の氏名（又は名称）及び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。
- 2 本公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(平成15年法律第58号) 及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の交付に関する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

#### 第14 その他

- 1 書面による提出において、関税割当申請書及びその添付書類の提出部数並びに割当数量の分割を希望する場合の関税割当証明書分割申請書（省令別記様式第3）の提出部数はそれぞれ1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更その他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものとする。
- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 4 割当て申請の審査に当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 5 割当てを受けた物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力しなければならない。
- 6 申請に関する電話による問い合わせ先は次のとおり。  
農林水産省畜産局食肉鶏卵課（03-3502-8473）
- 7 本公表は、令和6年度の関税割当てから適用する。